

令和7年度から、子供3人以上の世帯への大学等の授業料等の無償化を拡充します！ （「高等教育の修学支援新制度」の拡充）



文部科学省

開始時期	令和 7 年度～（入学生及び在学生） <small>※4年制の大学であれば、1年生だけでなく、2～4年生も対象となります。</small>	所得に関する要件	所得基準 制限 なし
支援対象	子供 3 人以上の世帯の学生	学修意欲・成績に関する要件	採用前 学修意欲 があれば採用 採用後 学修意欲と成果 を毎年確認
支援金額	授業料 70 万・入学金 26 万 <small>（私立大学の場合、4年間で最大70万円×4年+26万円を支援） ※現金支給ではなく、各学校の授業料等が減額されます。</small>	※「高等教育の修学支援新制度」における ・多子世帯支援に関するFAQ ・各要件の詳細やQ&Aについては、 文部科学省ウェブサイトを確認	
申込手続	令和7年度 入学後 各学校窓口で <small>（各学校を通じて、日本学生支援機構へ申し込みます）</small>	多子世帯支援に関するFAQ 新制度の詳細な要件やQ&A 	

※令和8年度進学予定の高校3年生から、令和7年度中に事前の予約申込が可能となります。

扶養する子供が3人以上の世帯が対象

※〇が多子世帯の支援対象

- 3人以上を同時に扶養（経済的に支援）している間は、第1子から支援対象
- 第1子が帰職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報（マイナンバー）で扶養する子供の数を確認

- 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報で基準

要件を満たした学校が対象

- 一定の要件を満たした学校が対象
（大学・短期大学・高等専門学校（4・5年）・専門学校）

対象となる大学等の一覧はこちら

高等教育の修学支援新制度 令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

【開始時期について】

問1 多子世帯への授業料等無償化とはどのような内容で、いつからはじまるのですか。
 ⇒ 国が実施する「高等教育の修学支援新制度」において、令和7年度から、子供を3人以上同時に扶養している間、所得制限なく、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金を無償とします。（令和7年4月に入学する方・令和7年4月時点で前年度から在学中の方のいずれも対象となります。）

【対象となる大学等について】

問2 対象となる大学等はどこですか。
 ⇒ 「高等教育の修学支援新制度」において、一定の要件を満たすことが確認された大学、短期大学、高等専門学校（4・5年生）、専門学校です。対象となる大学等の一覧は次のとおりです。

※文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm
 トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の修学支援新制度 > 修学支援新制度の確認大学等の一覧（対象機関リスト）

⇒ 高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（全機関要件確認者の公表情報とりまとめ）

学校コード	区分	学校種	確認大学等				機関要件確認日	機関要件確認者	備考
			名称	所在地	所在地	開設年度			
F1011010010	国立	大学	北海道大学	北海道札幌市北区北9条西5丁目	1 北海道	令和元年度以前	2019.9.20	文部科学省	
F1011010020	国立	大学	北海道教育大学	北海道札幌市北区北14条西1丁目3番	1 北海道	令和元年度以前	2019.9.20	文部科学省	
F1011010030	国立	大学	道庁立大学	北海道室蘭市水町1番1号	1 北海道	令和元年度以前	2019.9.20	文部科学省	
F1011010040	国立	大学	札幌学院大学	北海道札幌市中央区南1条西5丁目1番1号	1 北海道	令和元年度以前	2019.9.20	文部科学省	
F1011010050	国立	大学	南広域大学	北海道釧路市南町西1丁目1番地	1 北海道	令和元年度以前	2019.9.20	文部科学省	



対象機関リスト（確認大学等）

【多子世帯の要件(支援対象者)について】

問3-1 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

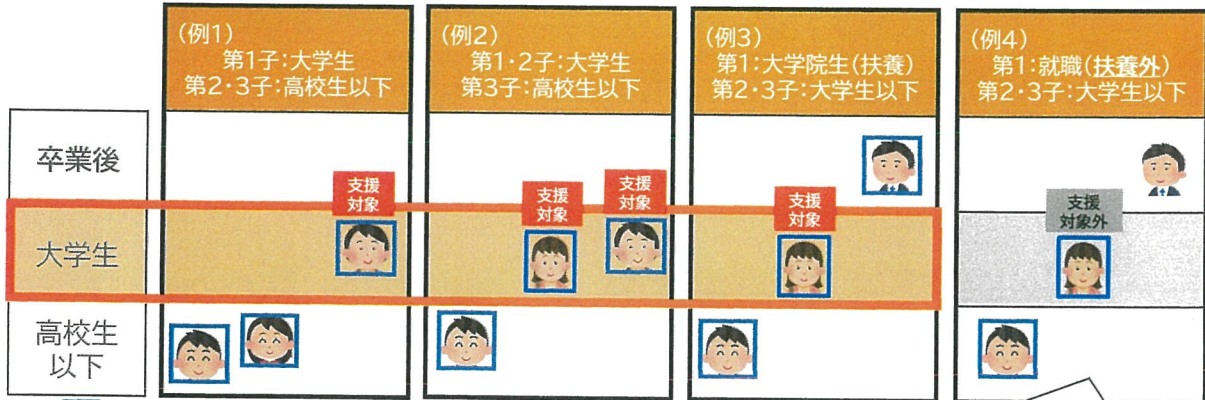
⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。(本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。)

問3-2 「多子世帯」であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供は全員対象となります。例えば、子供を3人同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

なお、第1子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。

支援対象 = 扶養する子供が3人以上 かつ 大学等に通っている場合



第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に
※本制度への申込み時点によっては引き続き第2子以降も
支援を受けられる可能性があります。(問3-1参照)
※多子世帯に該当しなくなった場合でも現行制度における世帯
年取に応じた支援は受けられる可能性があります。

3

問3-3 「扶養する子供が3人以上」は、どうやって確認をするのですか。

⇒ 日本学生支援機構において、法令に基づき、「マイナンバー」を通じて、直近の税法上の扶養状況(扶養する子供の数)の情報を確認します。
(各学校ではマイナンバーを通じた確認はできません。)

問3-4 大学院生は対象とならないのですか。

⇒ 現行制度と同様、大学院生は「高等教育の修学支援新制度」の対象とはなりません、大学院生も扶養する子供の数に含むことができます。例えば、第1子が大学院へ進学し、引き続き扶養される場合、扶養されている子供の数は変わらず3人以上ですので、第2子以下は支援対象となります。

なお、きょうだいである大学院生が、一定の収入を超えた場合は扶養から外れることから、「扶養する子供」としてカウントができなくなります。

問3-5 対象となる子供が海外留学する場合、本制度の対象となりますか。

⇒ 「高等教育の修学支援新制度」では、国内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校を対象としており、海外大学等は授業料等減免の対象としていません。なお、海外留学については、海外留学制度に係る給付型奨学金があります。

問3-6 国内の大学等に通学する子供以外のきょうだいが海外留学している場合、そのきょうだいは扶養する子にカウントされるのでしょうか。

⇒ 海外留学している場合であっても、その子供を扶養している場合は「扶養する子供」としてカウントができます。

問3-7 正規の修業年限で卒業できない場合はどのようになりますか。

⇒ 修業年限で卒業(又は修了)できないことが確定した場合は、支援の対象となりません。(災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は支援の対象となります。)

ただし、正規の手続きを経て学校から認められた休学をした場合には、当該休学により卒業等の時期が遅れたとしても、正規の修業年限分については支援を受けることが可能です。

問3-8 対象となる学生のアルバイトは認められますか。

⇒ アルバイトは可能です。一方で、一定の収入を超えると住民税・所得税や社会保障制度上の扶養から外れることや、アルバイトと学業を適切に両立させることが大切ですので、十分に留意してください。

4